

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本計画は、平成22年に策定した『このまちが好き 夢かなうまち 福生』を都市像とする福生市基本構想（第4期。以下「第4期構想」という。）に基づく後期基本計画です。前期基本計画の5年間で進められてきた施策の進捗と新たな行政課題や市民ニーズを把握し、第4期構想の更なる推進に向けた今後5年間の行政政策の基本的方向や目標、主要施策を示しています。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、第4期構想の目標年次が平成32年（2020年3月）であることを踏まえ、後期基本計画として平成27年度から平成31年度の5年間とします。

第3節 計画の修正

本計画は、平成22年度からの10年間について定める基本構想の推進に向けて、前期5年間における施策の進捗状況等から計画を見直し、更なる推進に向けた今後5年間の方向性を定めています。

【第4期福生市総合計画の構成・期間】

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
基本構想	基本構想(平成22年～31年度)									
基本計画	基本計画・前期(平成22年～26年度)					基本計画・後期(平成27年～31年度)				
実施計画	3ヵ年計画			3ヵ年計画			3ヵ年計画			3ヵ年計画
	3ヵ年計画		3ヵ年計画		3ヵ年計画		3ヵ年計画			
	3ヵ年計画		3ヵ年計画		3ヵ年計画		3ヵ年計画			

第2章 これまでの人口推移

本計画を定めるにあたって、本市のこれまでの人口推移を明治期からの「まち」の歴史とともにふりかえると次のとおりです。

1 人口停滞期(明治～昭和15年頃)

明治 35 年から昭和 15 年頃までの福生の人口は、ほぼ横ばいか微増程度で推移していました。この頃までの福生は、養蚕の盛んな純農村地帯を形成しており、人口増加の要因は、そのほとんどが出生と死亡の差である自然増によるものでした。

2 人口増加期(昭和15年～昭和35年頃)

昭和 14 年に旧福生村、熊川村の一部を含む武蔵野の山林一帯 200ha が国に接收され、翌年旧大日本帝国陸軍立川飛行場の拡張飛行場として「多摩陸軍飛行場」が建設されました。これに伴い、その附属施設として航空審査部、航空整備学校などが設置されました。同年両村の合併により誕生した福生町は、これを契機に人口も増え始め、一躍軍都として発展するようになります。

戦後は陸軍の施設が米軍に接收され「横田基地」となり、福生町は基地を中心として更に発展を遂げることとなりました。また、基地労働者やサービス業等が激増し、米軍ハウスが約 2,000 戸も建てられる中で、昭和 20 年頃から人口の増加傾向に拍車がかかることとなりました。

3 人口急増期(昭和35年～昭和50年頃)

昭和 14 年以降、立川都市計画区域の一部であった福生地区は、昭和 32 年、羽村、瑞穂地区とともに、新たに福生都市計画区域に編入され、更に、昭和 37 年、首都圏整備法による都市開発区域の指定を受けると、都心のベッドタウンとして急速に宅地化が進みました。

昭和 39 年には熊川住宅、昭和 42 年には加美平住宅の入居が開始され、町制施行時に 7,000 人台であった人口は、昭和 40 年代に入ると 30,000 人を超え、昭和 45 年には市制が施行されました。その後市街化は更に進み、昭和 49 年には福生団地の入居が開始されるなど、高度成長期の昭和 35 年頃から昭和 50 年頃までの 15 年間に人口は急増しました。

4 安定成長期(昭和50年～平成7年頃)

戦後増加し続けていた地方圏から三大都市圏への転入超過が、初めて転出超過に転じた昭和50年頃と時を同じくし、本市においても次第に人口増加は、緩やかになっていきました。

昭和50年代に入ると、転出が転入を上回る社会減の現象が生じましたが、自然増がこれを上回り、全体では増加傾向を示しながら昭和58年には人口が50,000人となり、平成3年には60,000人に達しました。その後、平成7年に至るまで社会減の状態が続き、少子化の現象と相まって人口推移は、微増傾向の状態が続きました。

5 人口再停滞期(平成7年～平成15年頃)

日本全体で少子化の影響が顕著に現われ始めたのと同じ時期に、福生市においても同様の傾向が現われ、その結果、国勢調査人口では、平成7年の調査以降、減少傾向となりました。また、65歳以上の老年人口については、平成2年には人口の7.9%でしたが、平成12年には13.3%と高齢化が進みました。

6 人口減少期(平成15年～)

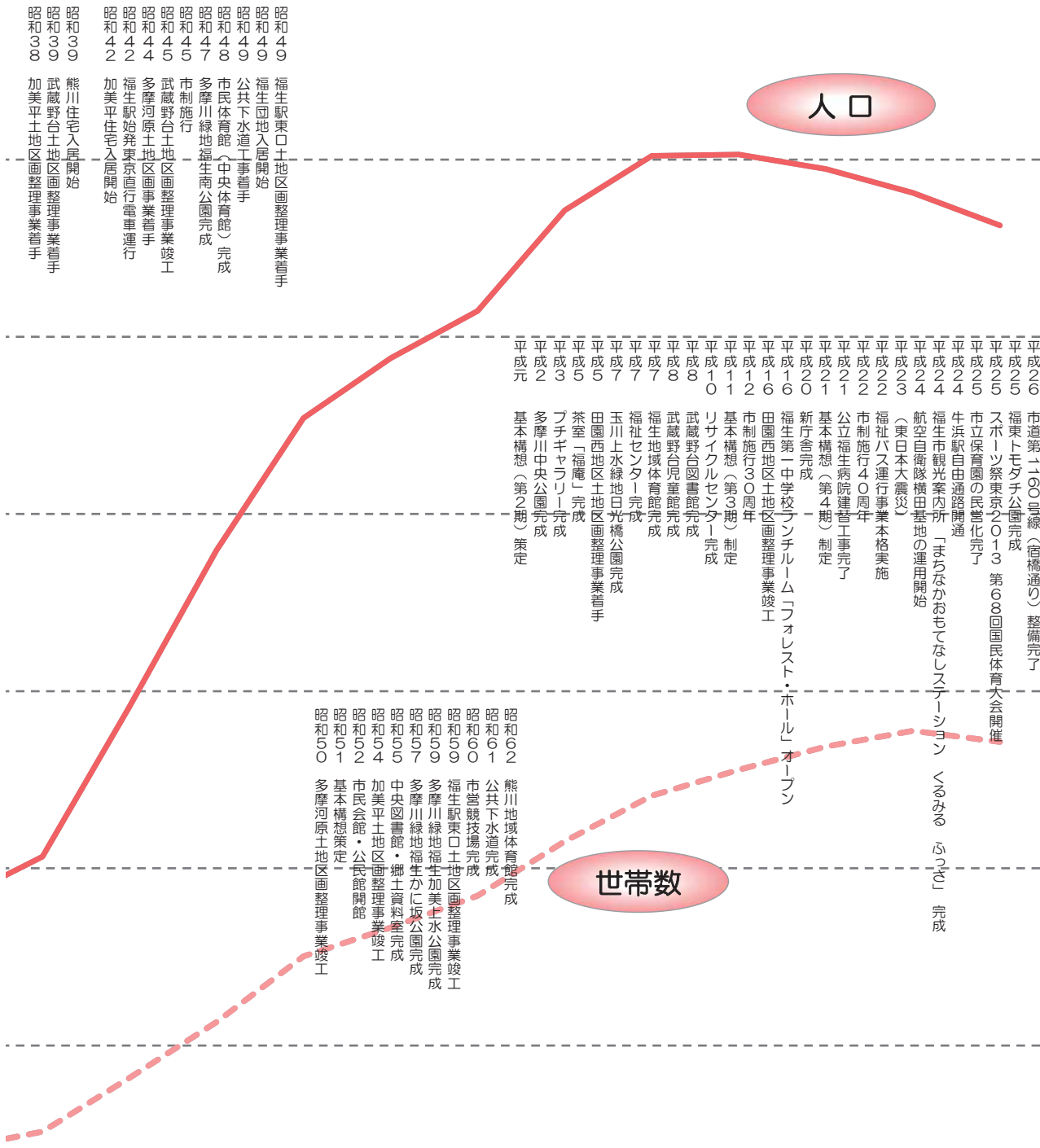
福生市は、全国の平均よりも早い、平成14年の60,394人をピークに人口減少に転じ、平成17年には59,473人、平成22年には58,122人となっています。また、65歳以上の老年人口についても、平成17年には16.1%、平成22年には20.1%となっており、5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

<人口・世帯数の推移>

第2章 これまでの人口推移



人口急増期 安定成長期 人口再停滞期 人口減少期



昭和35年 (1960年)	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成26年 (2014年)
20,657	29,133	37,943	45,418	48,793	51,457	57,141	60,207	60,228	59,473	58,122	56,288
5,142	8,177	11,326	15,034	16,649	18,453	21,534	24,095	25,566	26,877	27,765	27,139

(住民基本台帳各年1月1日現在 外国人住民を含まない)

第3章 計画の背景

第1節 人口減少社会の進展

我が国の人口は減少に転じており、平成 32 年から平成 37 年の間に、全ての都道府県で人口減少が始まるとされ、この予測は年々早まっています。人口減少ばかりでなく、人口構造も大きく変化しており、出生数の減少と平均寿命の延伸による高齢者の増加により、世界でも類を見ない速さで少子高齢化が進行しています。

これらの人口構造の変化に伴い、労働力人口が減少しながら高齢化していくことが予想され、社会の活力低下や経済成長へのマイナスの影響が懸念されます。自治体にとっては、税収入の減少が見込まれる一方、社会保障費の増加や高齢社会に対応した都市基盤の整備、介護サービス充実への対応、子育て支援等の出生数増加のための対策など、人口構造の変化に対応するための支出がますます増加すると考えられます。

このような中で、高齢者の捉え方の意識改革、働き方や社会参加、地域コミュニティ、生活環境のあり方等の転換など、人口減少社会に対応したまちづくりが求められています。

第2節 教育問題の複雑化

学校を取り巻く問題は、学力格差の拡大、不登校問題やいじめ問題など、深刻かつ複雑になっています。

これらの教育をめぐる課題を背景として、国は平成 20 年に改訂した学習指導要領において、教育内容の充実や授業数の増加など、教育再生に向けた取組を示しました。また、複雑化するいじめ問題に対しては、いじめの定義を「インターネットを通じて行われるものも含む」とするなど、近年のいじめの傾向に合わせた対策に取り組むとともに、国・学校に対し、いじめ対策に関する基本方針の策定が義務付けられました。

更に、家庭及び地域における教育も教育分野の重要な課題として取り上げられるようになってきました。家庭教育については、これまで各家庭の問題として考えられてきましたが、家庭における教育の場としての機能低下が懸念される中で、国では検討委員会の設置や家庭教育の支援に向けた新たな事業展開が進められています。また、地域においては、多様な人たちとのコミュニケーションや様々な体験を通じて、子どもたちの社会的能力の向上が図られるよう支援する役割が期待されています。

第3節 社会資本の老朽化と対策の要請

日本全国で、社会資本の急速な老朽化の進行が懸念されています。我が国の社会資本は、戦後の人口増加に合わせて急増したことから、建設後既に30～50年の期間を経過したものが多く、平成42年には建設後50年以上経過した社会資本が急増するとされています。

しかし、国土交通省のアンケート調査によれば、社会資本の維持管理について、特に規模の小さい自治体を中心に、巡視・点検の実施率が低いこと、都道府県・政令市に比べてその他の市区町村では、公共施設の老朽化状況が把握されていないこと等の結果が出ており、必ずしも全ての自治体において、社会資本が適切に維持・管理されているとは言えない状況となっています。そのような中、平成24年12月に起きた中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を例に見るような社会資本の機能不全の問題が明るみになり、早急な対応が求められている状況です。

これらを受け、各自治体では施設の資産管理（アセットマネジメント¹）の重要性が認識され、導入が進められています。

第4節 自然災害の多様化・甚大化と防災対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は死者1万5,889人、行方不明者2,598人（平成26年10月10日現在）と深刻な被害をもたらしました。また近年は、局地的な大雨（ゲリラ豪雨、台風等）の発生回数の増加に伴い、洪水、がけ崩れ、土石流などの被害も増加しています。世界的に見てもここ40年で自然災害数は増加しており、その被害額も大きく伸びています。

今後我が国では首都直下地震や南海トラフ巨大地震、大規模な火山災害等の発生が予想されており、東日本大震災における政府の対応の検討や大震災の教訓を総括し、今後の自然災害に備えるための議論が全国の自治体で進められています。ハード面の対策としては、防災、減災に配慮したインフラ・公共施設の耐震化や防災拠点化、東日本大震災によってインフラネットワークが絶たれたことによるエネルギー問題や情報途絶問題が顕在化したため、震災時も最低限のインフラが継続的に利用できるよう、分散型エネルギーの導入や情報ネットワークの多重化等が進められています。ソフト面の対策としては、緊急時の対応マニュアルの作成や事業継続計画（BCP²）などの仕組みの構築とともに、近所や地域コミュニティで助け合う「共助」の重要性が認識されました。とりわけ町会・自治会の重要性が再認識されるとともに、自主防災組織の機能強化に向けた動きが各地で行われています。

¹アセットとは「資産」、マネジメントとは「管理・運用」の意味であり、アセットマネジメントとは、市の持つ公共資産（公共施設、道路など）を管理し、経済的な収益性やコスト低下を主な目的としている。似た言葉として、「プロパティマネジメント（建物の物理的な維持や賃料の回収など不動産の実質的な運営を主な目的とする）」と「ファシリティマネジメント（将来の変化に柔軟に対応できるよう、全ての施策を最適に保つことを主な目的とする）」がある。

²災害や事故等の発生によりサービス供給量が一時的に低下した場合でも、被害を最小限に抑え、その事業にとって中核となるサービスは継続して提供できるよう、リスクを認識し、効果的な防止や回復時間を短縮など、事業を継続させていくための計画。

第5節 環境問題の深刻化

自然環境破壊の問題は人類の存続を脅かす世界規模の問題として、世界全体で取り組まれています。平成24年5月の国際気候変動枠組条約に関するボン会合で、温暖化による地球の気温上昇は危険レベルとされる3.5度を超え、将来は干ばつや海面上昇の危険性が高まるという研究結果が発表されるなど、地球温暖化の深刻度が増しています。我が国は、平成21年に開催された国連気候変動首脳会合において、温室効果ガス排出量を平成32年までに、平成2年比25%削減することを表明しました。

また、我が国では、平成20年6月に生物多様性基本法が施行されました。この基本法では、生物多様性³の国家戦略の策定等、国家が行うべきものとともに、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定されています。平成22年には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催されるなど、国際的にも生物多様性の損失を食い止めるための取組が進められています。

第6節 社会保障サービスの充実と費用負担の見直し

少子高齢化の進展の中で、福祉・社会保障・医療に係るサービスは、市民ニーズに対応するため、その充実と多様化が求められています。一方、財政面では国・地方の財政を圧迫し、各自治体で厳しい状況となっています。

サービスの充実と多様化については、急速な少子化の進行、深刻な保育園の待機児童問題、子育て支援の制度・財源の縦割り等の課題に対応するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもを産んでも女性が働き続けることができる労働環境の整備など、社会全体で子育てをバックアップしていく環境づくりが求められています。また、高齢者が安心して生活するために、介護保険サービス、医療保健サービスのみならず、見守り支援や住居の保障など様々な支援が切れ目なく提供される必要があります。あわせて要介護とまらないための予防を重視したサービスの提供も求められています。

一方、財政面では、人口構造の変化や景気低迷などの社会環境の影響を受け、税収増が期待できない中であっても、年金、医療、介護などの社会保障給付費や少子高齢化対策に係る歳出は年々増加しており、国・地方の財政を圧迫しています。そこで、国においては社会保障の安定・強化と必要財源の安定的確保や財政健全化を同時に達成するため、税制改革や料金負担の考え方の見直し等を進めています。

³生物多様性とは、いろいろな生物が存在している様子。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。

第7節 産業経済環境の変化

我が国の経済状況は、政府による日本経済の再生に向けた政策によって、全体として回復の傾向にあります。一方、経済回復の地域格差や企業規模、業種間での改善のばらつきが指摘されており、特に、地方経済については商店街の衰退等、その疲弊が指摘されています。このような中、国では、地域資源を活かした産業創出や起業家支援などに取り組んでいます。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備が進み、首都圏内と広域的な地域や世界への物流機能の向上による経済効果が期待されており、東京都では、産業集積・産業交流のための計画を策定するなど、広域ネットワークによる多摩地域全体の活性化を掲げています。

日本の雇用環境も大きな転換期を迎えています。雇用維持型から労働移動支援型へのシフト、正規・非正規の「二極化」した働き方から「多元的」な働き方へのシフトが求められているとともに、「成果ベースの労働管理を基本とする働き方」についても議論が始まっています。また、多様な価値観や経験、技術を持った海外からの人材の能力を発揮できるような雇用環境を整えるための検討も進められています。これらの雇用環境のシフトや多様な人材の活躍の場を創出することで、高い専門性を持つ人材の確保や、労働時間が障害になっている子育て世代や親介護世代など多様な人材の活躍が期待されています。

第8節 地域コミュニティの活性化

社会構造の変化や価値観の多様化などにより、地域コミュニティを担う人材不足や高齢化、住民意識の希薄化が進み、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティの崩壊が問題視されています。しかし、更なる少子高齢化の進展など今後の社会状況の変化に対応するためには、地域の様々な問題を地域で解決していくことが求められます。

地域コミュニティ活性化のために、地域の活動を支える人材の育成や様々な年齢階層が参加しやすい仕組みづくり、各種団体間の連携を促進していくことが重要となります。また、行政は、地域コミュニティの様々な主体が力を発揮できるような環境を整備するとともに、自らも積極的に地域コミュニティとの協働を進めることで、持続可能な地域社会を形成する役割が求められます。

第4章 関連する国や東京都の計画

第1節 教育・文化分野の背景

「学校教育」

平成 25 年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年度から平成 29 年度）が閣議決定され、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆（きずな）づくりと活力あるコミュニティの形成の 4 つの基本的方向性が示されました。

東京都では、平成 25 年 4 月に「東京都教育ビジョン（第 3 次）」が策定され、『社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う』ことを基本理念として、10 の基本的な取組の方向性と 23 の主要施策を示しました。

また、いじめの深刻化や不登校の問題から、「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月に施行され、国及び学校に対し「いじめ防止基本方針」の策定が義務付けられました（地方公共団体は努力義務）。

これを受けて、東京都では、「東京都いじめ防止対策推進条例」が平成 26 年 7 月に制定され、この条例に基づき「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定して、保護者はもとより、関係機関や団体等と連携して、いじめの防止等のための具体的な取組が進められています。

「生涯学習」

「第 2 期教育振興基本計画」では、我が国の産業の空洞化や生産年齢人口の減少、更に、東日本大震災の発生によってこの状況が一層顕在化・加速化したという危機的状況の中で、多様性を基調とする「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げています。各学校段階・年齢段階ごとの教育を独立した存在として考えるのではなく、それらの連続性の中で捉え、家庭教育と幼児教育、各学校間、更には学校教育と卒業後の社会生活等の円滑な接続に十分考慮し、教育体系の多様化や地域・学校の実情に柔軟に対応する教育環境の整備を図っていくことが求められるとしています。

また、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」では、主要施策の一つとして、地域における多様な活動の充実として子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要であり、地域において子どもが安全に過ごすことができる場の確保が重要であるとしています。そして、子どもたちが異年齢の友達や異世代の人々と関わり、共に遊び、生活し、体験活動や交流活動を行う場を確保することが重要であり、学校の授業終了後や週末などに、地域の資源や人材を活用して子どもが様々な人と触れ合い、活動する場を拡充する等の施策が必要であるとして推進しています。更に、学校教育への支援を通して、支援に関わる地域住民自身が生涯を通じて学び続けることが生涯学習社会の実現につながるとしています。

「地域文化の創造」

平成 23 年 2 月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」が策定され、基本的な視点として、「成熟社会における成長の源泉」、「文化芸術振興の波及力」、「社会を挙げての文化芸術振興」を掲げています。

成熟社会として歩み始めている日本において、今後は「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移し、国民生活の質的向上を迫及するために文化芸術の振興が重要であること、様々な分野において創造性を核とする取組が脚光を浴びる中、教育、まちづくり、観光、産業などの周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開が求められていること、文化芸術は活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならない、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成するとともに、企業、NPO・NGO を含む民間団体、地方公共団体、国などとの役割分担を明確にし、相互の連携強化の中で、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要があるとしています。

第2節 都市基盤分野の背景

「土地利用」

平成 17 年 12 月に施行された「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律」に基づいて、「首都圏広域地方計画」が平成 21 年 8 月に創設されました。この計画は、首都圏の自立的発展に向けた、平成 31 年までの今後 10 年間のグランドデザインであり、「世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくり」をキーコンセプトとして、24 のプロジェクトについて、モニタリング指標を設定し、進捗管理が行われています。

「都市景観」

平成 17 年 6 月に「景観緑三法（景観法、都市緑地法、改正都市計画法）」が全面施行されました。我が国で初めての景観関連法で、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等について規定されています。

東京都では、平成 23 年 4 月に「東京都景観計画」を策定し、「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の 3 つの基本理念のもと、都全域を対象として 5 つのゾーンに区分し、地域特性と地域像を提示しています。

「道路」

平成 28 年の共用化を目指し、現在、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備が進められています。横浜市から厚木、八王子、川越、つくば、成田を経て木更津に至る都心の半径 40～60 キロメートル圏を結ぶ首都圏の外郭環状道路計画であり、平成 26 年 7 月現在で約 7 割が開通し、順調に工事が進められています。圏央道が開通すれば、首都圏内はもとより、羽田空港へのアクセスの向上による、より広域な地域や世界への物流機能が向上し、高い経済効果を発揮することが期待されます。また、災害時にも東西の分断を防ぎ、首都圏機能を確保することが可能となります。東京都は、整備促進を国に強く働きかけ、早期の全線開通を目指しています。

更に、東京都は多摩地域内や区部及び他県との都市間連携を推進し、広域的な産業交流の活性化を図るため、多摩南北道路、多摩東西道路の整備、連続立体交差事業など、道路ネットワークを更に充実強化していくとしています。福生市を結ぶ多摩東西道路については、平成 27 年までに着手することが計画されています。

「公共施設マネジメント」

我が国では「社会資本整備重点計画」において「社会資本の戦略的な維持管理や更新の推進」を重点分野として取り組んできており、平成 26 年 4 月 22 日には、地方公共団体に対しても公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。この総合管理計画の策定にあたっては、国から示されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」及び平成 25 年 11 月に公表された「インフラ長寿命化基本計画」を参考として策定することとし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することが求められています。

「防災対策」

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 6 月に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が制定されました。その目的として、東日本大震災での被害が広範囲に及び、地方公共団体の対応能力を超えた対応が必要であったことから、そのような大規模災害時での国と地方の役割分担の明確化が行われています。また、平成 26 年 3 月には、「大規模地震防災・減災対策大綱」が策定され、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震を対象とした各地震防災対策の推進に関する重要事項が定められています。

東京都では、東日本大震災を契機に、平成 23 年 11 月に「東京都防災対応指針」が策定され、改めて、首都東京の防災力を向上し備えを固めなおすため、今後の防災対策の方向性と具体的取組が示されました。そこでは、想定外の巨大地震、大津波に加え、原子力発電所事故も重なった複合的災害や、遠隔地での災害による東京都への影響等も起こる可能性があるということを基本認識として、「多様な主体が個々の防災力を高めるとともに、主体間の連帯を強化する」、「あらゆる事態に備え、個別施策の徹底強化と施策の複線化・多重化を促進する」という二つの方向性を定めています。更に、平成 24 年 4 月には、被害想定の見直しが行われ、同年 11 月には防災対応指針と

新たな被害想定を踏まえ、「東京都地域防災計画」の修正も行われました。また、近年増加しているゲリラ豪雨などに対応し、「東京都豪雨対策基本方針」の改定に向けた検討も進められています。

「防犯対策」

我が国では、治安水準の悪化という状況の中で、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、平成 15 年から「犯罪対策官僚会議」が開催されており、毎年、様々な分野における犯罪対策について検討されています。特に、平成 32 年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、平成 25 年 12 月に『「世界一安全な日本」創造戦略』が閣議決定されました。この戦略では、治安に関する 7 つの重点課題を取り上げ、それぞれの課題に対する戦略が設定されています。

「交通安全」

我が国では、昭和 45 年 6 月に施行された「交通安全対策基本法」に基づき、「交通安全対策基本計画」の第 9 次計画が策定されています。この計画では、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間計画として定められており、平成 27 年までに、都内の道路交通事故死者数（事故後 24 時間以内）が年間 150 人を下回ること、鉄道運転事故全体の死者数を減少させることを目標として掲げてきました。そして現在、第 9 次計画が平成 27 年で満期を迎えるにあたり、第 10 次計画の策定に向けた検討が進められており、交通事故被害者等の団体から意見聴取等を実施し、次期計画に盛り込むべき事項について調査を行っています。

第3節 生活環境分野の背景

「住宅」

平成 18 年 6 月に施行された住生活基本法に基づく、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である「住生活基本計画（全国計画）」について、平成 23 年 3 月に見直しが行われ、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の計画が閣議決定されました。

また、東京都と 23 区、25 市、5 町、6 村では、国の社会資本整備総合交付金の活用を図るために、共同で「地域住宅計画」を作成しています。第 2 期計画（平成 22 年度～平成 27 年度）では、「良質な住宅ストック及び住宅市街地を形成するとともに、透明で競争性の高い住宅市場を構築し、都民のニーズに適した住宅選択が実現できるようにする。また、公営住宅を始め、民間住宅も含めた住宅全体のセーフティネット機能を向上し、都民の居住の安定を確保する。」ことを目標として、様々な事業を実施しています。なお、平成 27 年 3 月に、新たに第 3 期計画（平成 27 年度～平成 32 年度）の作成が予定されています。

「環境保全・環境衛生」

平成24年5月の国際気候変動枠組条約に関するボン会合で、温暖化による気温上昇が危険レベルの3.5度を超え、将来は干ばつや海面上昇の危険性が高まると発表されました。地球温暖化の問題への対応は緊急を要するものとして、世界全体で取り組まれています。これまでに、平成4年5月に気候変動枠組条約、平成9年12月に京都議定書が採択されました。現在、我が国は、平成21年に開催された国連気候変動首脳会合において、温室効果ガス排出量を平成32年までに、平成2年比で25%削減することを表明しています。

東京都では、平成20年8月に第三次にあたる「東京都環境基本計画」を策定し、平成22年度までに、SPM（浮遊粒子状物質）⁴及びNO₂（二酸化窒素）⁵の環境基準を全測定局で達成、平成28年度までに都内から発生する廃棄物の最終処分量を平成12年度比55%削減、光化学スモッグ注意報発令日を0日とすること、平成32年までに東京の温室効果ガス排出量を平成12年比で25%削減等の具体的な目標を定めています。

「水と緑」

平成16年6月に成立した景観緑三法の中では、緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための法律として都市緑地保全法及び都市公園法の改正が行われ、私有地も含めた緑化や都市公園整備の総合的な推進が図られることとなっています。また、市町村が定める総合的な都市における緑のマスタープランとして位置づけられている「緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）」については、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全・緑化の推進のための施策に関する事項、特別緑地保全地区内の緑地の保全のための事項等に加え、新たに都市公園整備の方針を定めることとしています。

東京都では、「2020年の東京」の中の「目標3 水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」において、東京都としての水と緑に関する方向性が示されており、一つ目として「緑のネットワークをつなげ、自然豊かな東京を次世代へ継承する」、二つ目として「人々が集い、賑わいが生まれる水辺空間を創出する」、三つ目として「首都にふさわしい美しい都市景観を創出し、東京の価値を高める」を掲げています。

⁴大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μ m（1 μ mは1mの100万分の1）以下のものをいう。微小なために大気に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす危険がある。

⁵大気中の窒素酸化物の毒性の主要成分で、物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成される。呼吸刺激ガスとして知られている。

「エネルギー」

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故は、原子力発電の安全性への信用を揺らがせ、我が国のエネルギー政策の大幅な見直しを迫る事態を引き起こしています。政府は、震災前に描いていた戦略を全て白紙に戻し、エネルギー政策基本法に基づいた「エネルギー基本計画」を平成24年4月に閣議決定しました。この計画では、エネルギー需給の施策に関する基本方針として、多様なエネルギー源で補完しあう「多層的」な供給構造を構築すること、制度改革を通じて多様な主体が参加し、供給者の選択肢を可能とする「柔軟かつ効率的」な供給構造を構築することの2点が掲げられています。

第4節 福祉、保健、医療分野の背景

「福祉」

障害者福祉については、平成17年10月に障害者自立支援法が改定され、新たに「障害者総合支援法」が平成25年4月に施行されました。この法律は、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、社会的障壁を取り除き、障害を持つ人の社会参加の機会の確保によって共生社会を実現することを目的としています。これまで存在していた「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を加えるとともに、これまでの「障害程度区分」について、障害の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めるなど、障害の多様な特性に応じた支援を可能にしています。

東京都では、平成19年に学校教育法で特別支援教育が位置づけられたことから、平成22年に「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を策定しています。障害のある児童・生徒数の将来推計の結果から、今後も知的障害特別支援学校や知的障害特別支援学級の在籍者の増加、情緒障害等通級指導学級の利用者の増加が見込まれることに対応し、これまで10ヵ年計画であった東京都特別支援教育推進計画を13ヵ年計画に延長することで、適切な支援に向けた取組を進めています。また、平成24年4月には、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会を実現していくため、障害者基本法に基づく「東京都障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「第3期東京都障害福祉計画」を一体的に策定しています。これにより、障害者施策に関する基本理念が掲げられるとともに、平成26年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量、地域生活移行及び一般就労に関する数値目標などが設定され、広範な施策分野にわたって達成すべき施策目標・事業目標を明らかにしています。

介護福祉については、国の基本指針に基づき、「市町村介護保険事業計画」及び「県介護保険事業支援計画」を策定することが義務付けられています。平成26年度で第5期計画が満期を迎えることから、国は平成26年8月に「第6期介護保険事業計画の基本指針案」を公表しました。ここでは、①団塊世代が75歳になる2025年時点のサービス水準などの推計を行うこと、②在宅サービス・施設サービスの方向性を提示すること、③生活支援サービスの整備を行うこと、④医療・介護連携・認知症施策の推進、

⑤高齢者居住安定確保計画との調和の5つについて指針を提示しています。また、国は第6期計画以後についても、2025年を見据え、以下の二つの方針で基本指針を検討することを決定しています。一つ目に「第6期計画以後の計画について、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくこと」、二つ目に「2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図ること」としています。

東京都では、「東京都高齢者保健福祉計画（第5期計画）」が定められており、①「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現、②「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現、③確かな「安心」を次世代に継承の3つの理念を掲げ、6つの重点的取組を定められています。平成26年度に満期を迎えることから、現在、平成27年度から平成29年度を対象期間とする第6期計画の策定に向けて検討が進んでいます。

児童福祉については、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが定められました。また、それに基づいて、平成26年10月に「子ども・子育て支援制度」が設けられ、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目的に、様々な取組が進められています。

東京都では、子ども・子育て支援法に基づき、平成25年7月から「東京都子供・子育て会議条例」が施行され、支援法等に規定する事項に関する調査審議が行われています。現在、この東京都子供・子育て会議において「東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）」が検討されており、平成26年度の策定に向け、議論が進められています。

「保健、医療」

急速な少子高齢化の進展等による社会保障費の増大と生産年齢人口の減少の中で、社会保障制度を守っていくことを目的に、平成24年8月に「社会保障改革推進法」が施行され、それに基づいて「社会保障・税一体改革大綱」（以下、「大綱」という。）が定められました。これにより、社会保障の費用に要する主な財源となっている消費税を、年金、医療、介護だけでなく、子育てにも充てることで、全世代対応型の社会保障へ転換されました。また、大綱の検討が進む中で、国は都道府県に対しても、医療計画の見直しを行う要請を出し、医療体制の構築が進められています。健康については、平成25年6月に「健康・医療戦略」が公表され、①世界最高水準の技術を用いた医療の提供、②健康長寿社会への形成に資する産業活動の創出やこれらの産業の海外展開等による経済成長への寄与を基本理念として掲げています。

東京都では、平成25年3月に「東京都保健医療計画（平成25年～平成29年）」が改定されました。ここでは、①患者中心の医療の実現に向けて、今後見込まれる超高齢社会を見据えた、より効率的で質の高い医療体制を構築していくとともに、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保、②保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支えあう体制を充実の二つを基本理念として掲げています。

第5節 産業分野の背景

「商工業」

平成 26 年 5 月に、中心市街地における都市機能の増進及び経済力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的に、「中心市街地活性化に関する法律」が施行されました。この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性から、中心市街地の活性化に関する基本理念の設定や政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成と内閣総理大臣による認定、及び当該認定を受けた基本計画に基づく事業に関する特別の措置などについて定めています。

東京都では、平成 24 年 3 月に「東京都産業振興基本戦略」を改定し、①重点産業の育成と中小企業の参入促進、②グローバル市場へのアプローチ、③産業集積の維持・発展を強化していくこととしています。

「観光」

平成 19 年 1 月に施行された「観光立国推進基本法」に基づき、観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国の実現に関するマスタープランとして「観光立国推進基本計画」が平成 19 年 6 月に策定されています。

東京都では、平成 25 年 5 月に「東京都観光産業振興プラン—世界の観光ブランド都市・東京をめざして—」を策定し、これまで行ってきた観光施策を更に強化し、洗練された都市としての東京の魅力を更に磨き上げ、国内外の旅行者を積極的に誘致していくことを目指しています。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、湾岸エリアにおけるまちづくりについて検討しており、外国人観光客への「おもてなし」をいかに実現していくかという点について検討が進んでいます。

「消費生活」

平成 24 年 12 月には「消費者教育推進法」が制定され、消費者が消費行動を通じて、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参加する「消費者市民社会」が定義付けられるとともに、学校や地域における消費者教育の推進、人材の育成などが国及び地方公共団体に義務付けられました。

東京都では、平成 25 年 3 月に「東京都消費生活基本計画」が改定され、同年 8 月には、消費者教育推進法の規定に基づき、「東京都消費者教育推進計画」が策定されました。計画では、大学や企業が集まっているという東京の特性を踏まえ、「多様な主体との連携」、「若者の消費者被害の防止」など、特に重点的に取り組む世代・テーマを設定し、具体的な取組を「東京都消費者教育アクションプログラム」として策定しており、プログラムを毎年度改定し、大学や企業等との連携を強化しながら実施していくとしています。

第6節 市民参加分野の背景

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成22年12月に第三次計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されています。第三次計画では、「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること」が最重要課題として、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性の能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会の4つについて、目指すべき方向として掲げています。

東京都では、平成12年に全国に先駆けて制定した「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女平等参画のための東京都行動計画である「チャンス&サポート東京プラン」が策定されました。その後、経済のグローバル化による就業形態の多様化、非正規雇用の増加、若年層の失業の深刻化など、社会経済の情勢が大きく変化していることを背景に、その見直しが必要となったことから、平成24年3月に「チャンス&サポート東京プラン2012」が策定されました。このプランでは、働く場における男女平等参画の促進、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現、特別な配慮を必要とする男女への支援、配偶者からの暴力の防止など、様々な分野で男女共同参画施策を展開する必要があるとしており、それらの対策に向けた具体的な実行計画が掲載されています。

第7節 行財政分野の背景

平成12年の地方分権一括法の施行以降、我が国では、地方分権が進められてきました。平成18年の地方分権改革推進法の制定を受けて地方分権改革推進委員会が設置され、4度にわたる勧告の中では、「地方が主役の国づくり」を目指し、条例制定権の拡大や国の出先機関の見直しなど、国と地方の役割分担の見直しが示されています。平成21年には、地域のことは地域に住む住民が責任をもって決める「地域主権」の確立を目指し、内閣府に地域主権戦略会議が設置されました。同年、閣議決定された地方分権改革推進計画では、施設・公物設置管理の基準の見直し、国と地方公共団体間の決定プロセスの見直し、計画の策定及びその手続きの見直し、地域主権戦略会議の法制化などについて盛り込まれています。平成22年には、地域主権戦略大綱が閣議決定され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化などの内容が盛り込まれました。

東京都では、条例制定権の拡大により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律である「老人福祉法」、「介護保険法」及び「児童福祉法」の改定に伴い、東京都基準条例を制定しています。

第8節 基地問題

現在、東京都内には8つの米軍基地があり、その一つである横田基地は、本土最大の規模を持ち、福生市の行政面積の32.4%を占めています。

日米安全保障協議委員会において、平成17年には、「日米同盟：未来のための変革と再編」が取りまとめられ、横田基地に関して①自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性が不断に確保されるよう、共同統合運用調整所が設置されること、②日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊が米軍第5空軍司令部と併置されること、③2009年に工事が行われている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求されること、などが記されています。また、平成18年には、米軍再編に向け、「再編実施のための日米のロードマップ」が取りまとめられました。その後、平成22年12月に「平成23年度以降に係る防衛計画大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成23年度から平成27年度）」が閣議決定され、その際、「中期防衛力整備計画」に、「米国とのインターオペラビリティ（相互運用性）を向上するため、航空自衛隊横田基地を新設し、航空総隊司令部等に移転する」という記載に基づいて、平成24年3月に航空自衛隊府中基地から航空総隊司令部及びその関連諸部隊の隊員約760名が移転し、航空自衛隊横田基地の運用が開始されました。その後、平成26年3月には防空指揮群（横田基地）がプログラム管理隊（入間基地）を統合し作戦システム運用隊に改編され、平成26年8月には航空総隊司令部の改編により航空戦術教導団司令部が新編されました。また、作戦情報隊においても、平成26年度の第2警戒資料処理隊（春日基地）の統合に続き、平成27年度には第1警戒資料処理隊（三沢基地）が統合される計画が示されており、平成27年度末には隊員数も約940名となる予定です。

東京都では、米軍基地の存在は、都民の生活に様々な影響を与えるとともに、地域のまちづくりの障害になっていることから、都民の生活の安全を守り、地域のまちづくりを推進するため、「都内米軍基地の整理・縮小・返還」を国に働きかけるとともに、返還までの対策として、個別の基地問題の解決に努め、基地周辺対策の充実、強化に取り組んでいます。

第5章 福生市の課題

第1節 人口減少社会への突入と定住化対策の必要性

「福生市の人口の推移」

福生市の人口（国勢調査）は、平成7年（61,497人）まで増加傾向が続いていました。その後減少に転じ、平成22年（59,796人）は平成7年に比べ1,701人（2.7%）の減少となりました。

この間、年少人口は減少が続いており、平成22年（7,120人）は平成7年（10,131人）に比べ3割近く減少しています。一方、老年人口は増加が続いており、平成22年（12,207人）は平成7年（6,356人）の倍近くにまで増加しています。このように、福生市は人口減少とともに、少子高齢化も急速に進んでいます。

「将来推計人口」

第4期前期基本計画においては、平成31年度の総人口を56,000人、年少人口を6,000人、生産年齢人口を35,000人、老年人口を15,000人と推計しています。

修正後期基本計画の策定にあたり、平成22年の国勢調査人口を基準人口とし、最新の出生、死亡、転入、転出の動向を加味して平成31年度の将来人口を推計したところ、第4期前期基本計画策定時の推計結果と同じ56,000人程度になると推計されました。

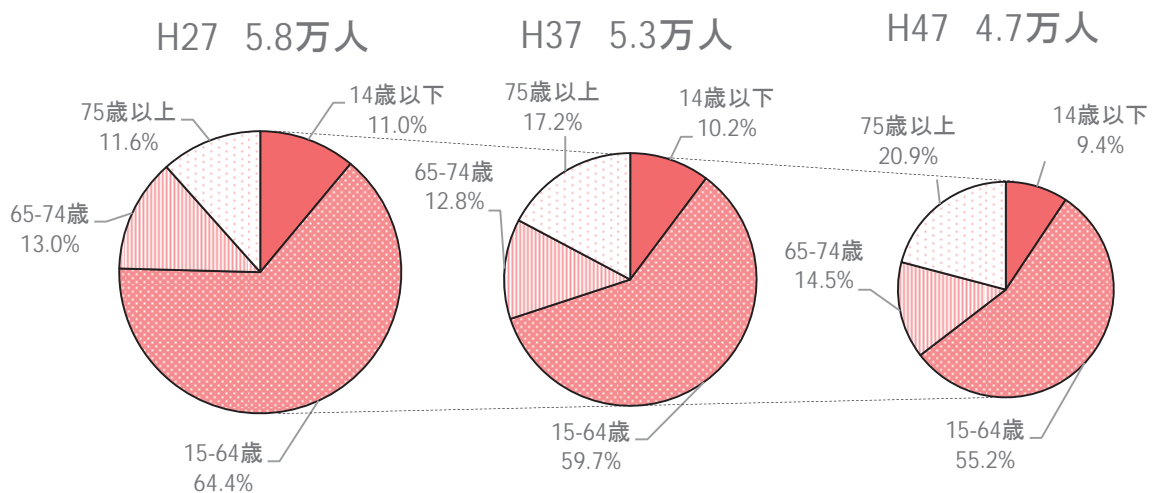
【福生市基本計画：将来推計】

項目	単位	平成22年 国勢調査実績値 (10月1日現在)	【参考】平成26年 住民基本台帳人口 (9月1日現在)	平成31年度 推計値（概数）	
総人口	人	59,796	58,643	56,000	
年齢 区分 別	年少人口 (0歳～14歳)	人	7,120	6,526	6,000
		%	11.9	11.1	10.7
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	人	40,194	38,448	35,000
		%	67.2	65.6	62.5
老年人口 (65歳～)	人	12,207	13,669	15,000	
	%	20.4	23.3	26.8	
世帯数	世帯	27,045	29,299	24,800	
1世帯あたり世帯人員	人	2.18	2.00	2.26	
外国人（内数）	人	2,133	2,667	2,300	

※平成31年度推計値は、平成22年10月の国勢調査人口を基準人口として推計

なお、このままのペースで人口減少が続いた場合、20年後となる平成47年の本市の人口は約47,000人となります。また、65歳以上の人口が全体の1/3を超え、75歳以上の人口は全体の2割以上となる見込みです。

〔本市の人口予測〕



「定住化対策の必要性」

将来にわたり市の活力を維持し続けるためには、人口流出の抑制を図るとともに、定住を促す施策を実施する必要があります。我が国の総人口が減少を続ける中、人口規模を維持するために、これまで以上に様々な対策を講じ、少しでも人口減少を食い止めることが求められます。

平成25年度に実施した「まちづくり総合活性化研究」では、まちを構成する重要な要素である、土地利用、交通、社会インフラ、産業の分野を抽出し、その政策により将来人口がどのように変化するかを研究しました。各分野から出された分析結果や提言は、定住化対策の今後の方向性を示しています。

その結果を受け、定住化対策の基本的な考え方を「子育て世代の転出抑制、転入促進」、「生産年齢人口期の健康促進」、「高齢者の介護予防、健康維持」とし、「住宅施策」、「福祉・保健施策」、「教育施策」、「生活安全施策」、「産業・観光施策」の5つのジャンルにおいて、取り組むべき施策の目標を定めました。

今後はこの考え方のもと、実施計画において、定住化に資する新規事業の実施や継続事業のレベルアップを図ることとなりますが、スピード感をもって取り組むことが求められます。

第2節 将来を見据えた健全な財政運営への取組の必要性

本計画においては、目標年次である平成31年度の財政計画を次のように推計します。

【福生市一般会計：歳入】

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成31年度
市税	7,913	7,961
地方交付税	2,267	2,118
国有提供施設等所在市町村助成交付金等	1,609	1,630
国・都支出金	7,400	7,205
地方債	780	714
その他	2,781	3,068
合 計	22,750	22,696

【福生市一般会計：歳出】

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成31年度
人件費	3,899	3,720
扶助費	7,502	7,546
公債費	816	804
投資的経費	1,530	1,067
その他	9,003	9,559
合 計	22,750	22,696

今回の推計では、当面の財政状況は安定的に推移すると考えられます。しかし、高齢化の進行に伴い高齢者福祉関連費用等が増加する一方、人口減少により市税収入の大幅な増加は見込まれません。また、公共施設の老朽化も進んでおり、それらの大規模改修や建替え費用も今後発生してくることが予想されます。このような状況から、将来的には財政状況が厳しくなる可能性が高いため、今後も健全な財政運営を維持する取組を進めていきます。

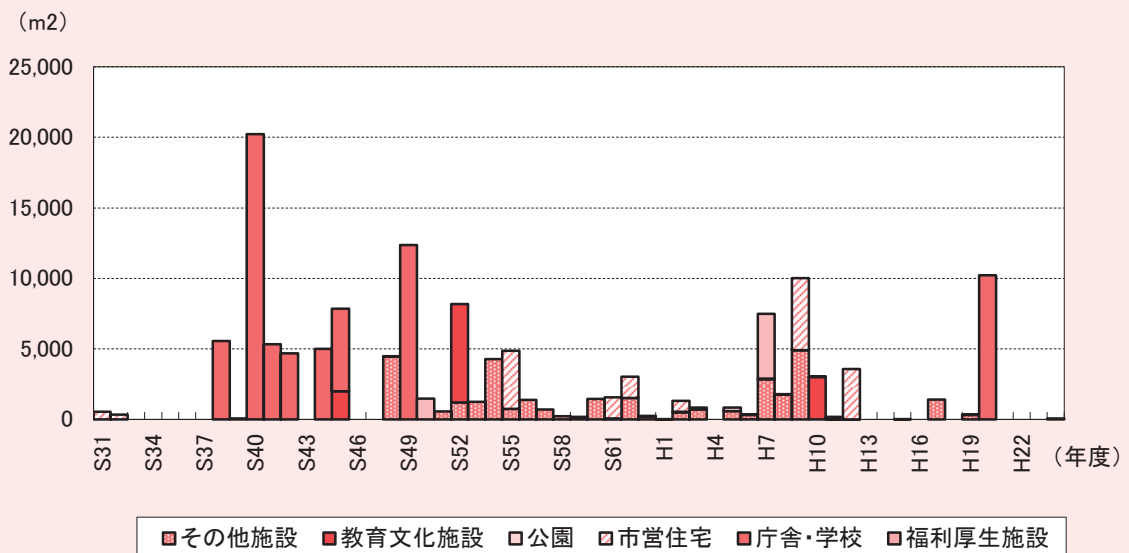
第3節 公共施設の老朽化の進行と対応の必要性

「公共施設の老朽化」

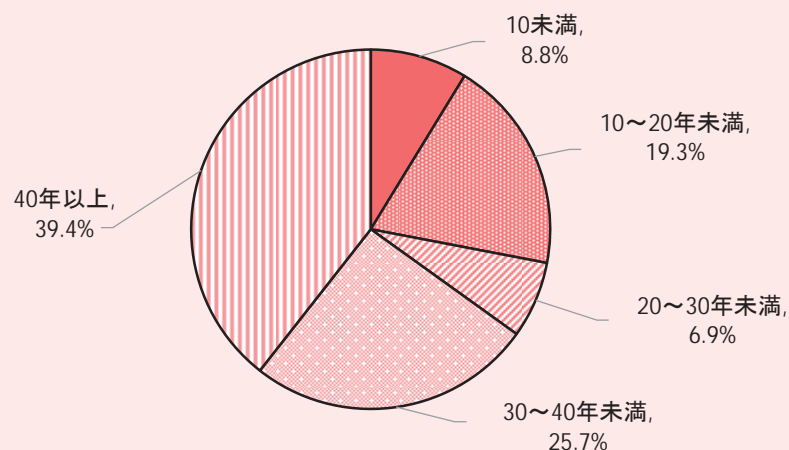
福生市には、公共施設が174施設あり、それらの多くは、人口が増加した昭和40年代に整備されました。平成25年度時点で築30年を超えている施設は47施設となっています。

老朽化の状況を延床面積で見ると、築30年以上の施設が65%となっています。築30年以上の施設は、10年後には72%に、20年後には91%になると想定されます。

〔年度別公共施設の整備面積〕



〔公共施設の老朽化状況（延床面積）〕

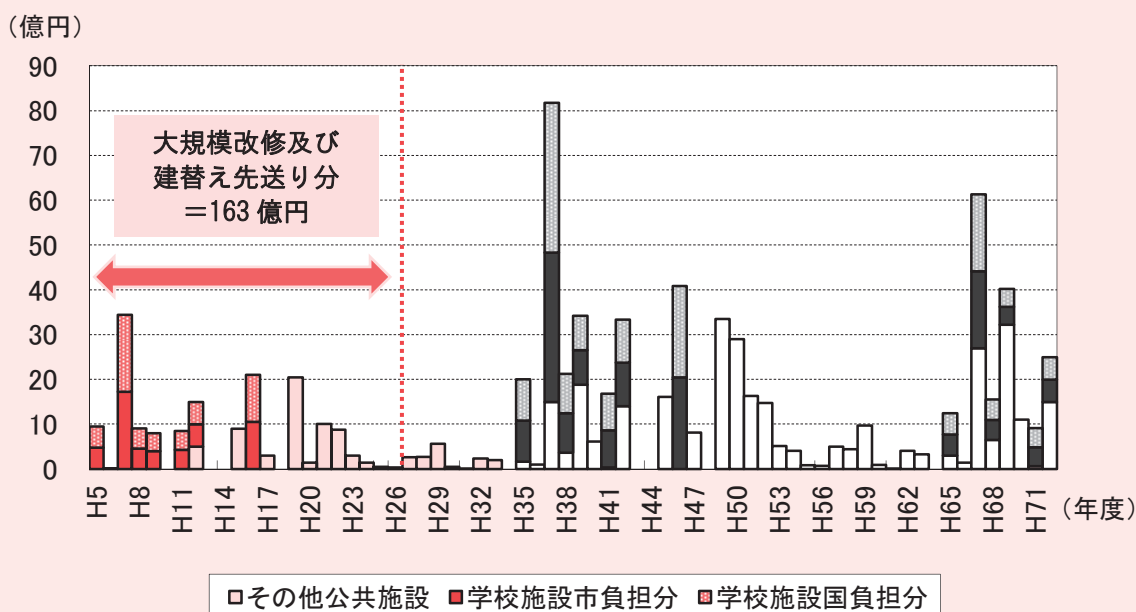


「公共施設の大規模改修及び建替え費用の試算」

総務省が公開している「公共施設及びインフラ資産の更新費用の簡便な推計に関する調査表」の算出方法をもとに、今後、福生市において公共施設の大規模改修や建替えに必要な費用を試算しました。⁶この結果、本計画の計画期間である平成27年度から平成31年度においては大きな費用は発生しないと試算されました。

しかしながら、試算の上では平成5年度から平成24年度までに対応すべきであった163億円分の大規模改修や建替えが実際には行われていません。このため、今後、これら163億円分の大規模改修や建替えを含め、速やかな対応が求められています。また、平成35年度以降は、建替えのタイミングとなるため、多くの費用が発生することが見込まれています。

〔公共施設の大規模改修及び建替え費用〕



⁶試算は、総務省が全国自治体に向けて通知した「公共施設等総合管理計画の策定の要請（平成26年4月）」において紹介されている更新費用試算ソフト（総務省モデル）を活用し、機械的に算出している。この試算ソフトでは、公共施設の「大規模改修」及び「建替え」の時期を、それぞれ30年及び60年とした上で、公共施設を13区分に分類して、それぞれの大規模改修費用及び建替え費用の面積あたり単価を設定している。

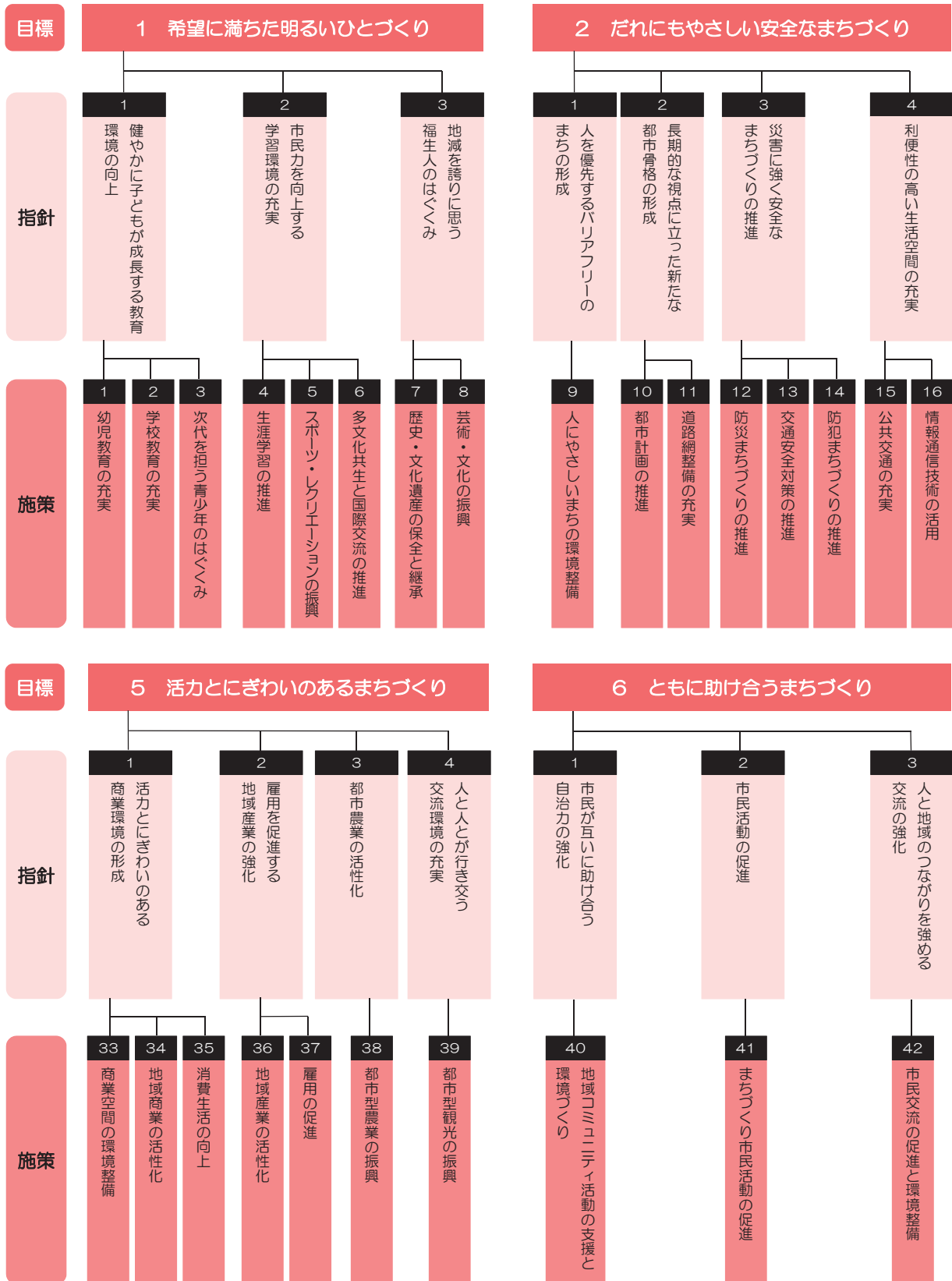
「長期的視点に立った公共施設管理の必要性」

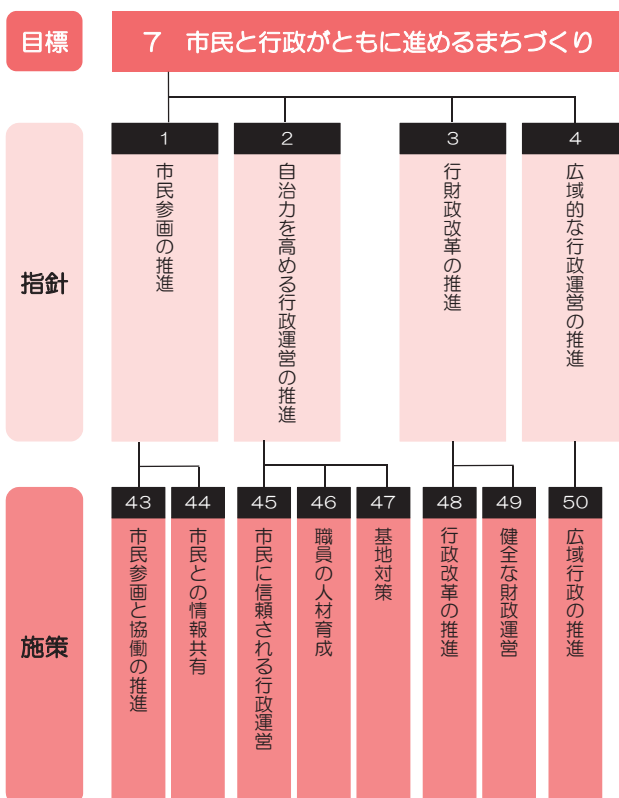
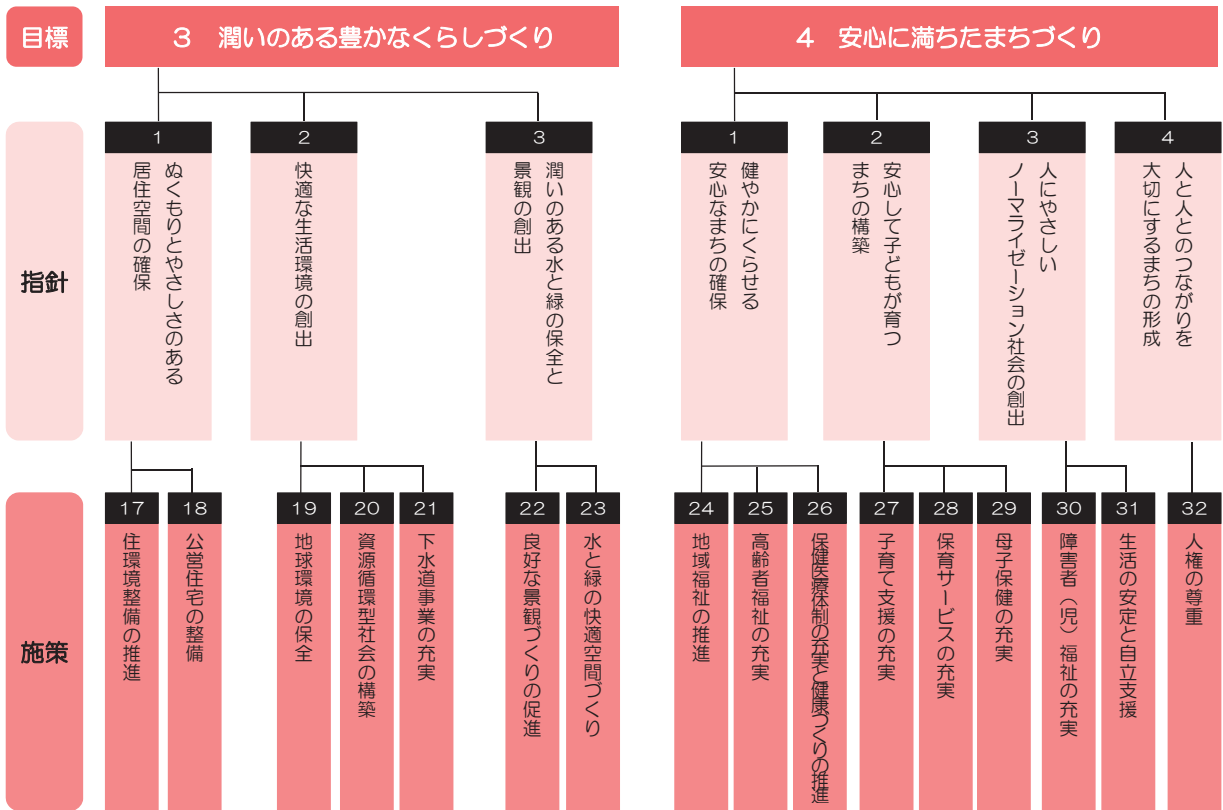
公共施設を使い続けるためには、多くの費用が必要です。人口が減少することが見込まれている中で、将来的に全ての公共施設を維持していくことは、財政的に難しい状況にあります。

将来世代に負担を残さないよう、計画的に老朽化対策を進めるためには、長期的な視点に立ち、施設の集約化や不要施設の売却などを含め、公共施設のあり方を検討していくことが求められます。

公共施設のあり方検討や再配置計画、維持管理計画など公共施設をマネジメントしていくことが、修正後期基本計画の重要な課題であると考えます。

施策の体系





各施策に関連する市の主要計画

各施策に関連する市の主要計画

目標	施策	計画名															
		行政改革大綱	行政改革大綱推進計画	人材育成基本計画	人材育成推進計画	地域防災計画	事業継続計画	国民保護計画	安全安心まちづくり推進計画	農業振興計画	環境基本計画	環境基本計画 中期実施計画	地球温暖化対策実行計画	地域新エネルギービジョン	一般廃棄物処理基本計画	男女共同参画行動計画	地域福祉計画
明るい人づくり	1 幼児教育の充実	●															
	2 学校教育の充実	●															
	3 次代を担う青少年のはぐくみ	●															
	4 生涯学習の推進	●															
	5 スポーツ・レクリエーションの振興	●															
	6 多文化共生と国際交流の推進	●															
	7 歴史・文化遺産の保全と継承	●															
	8 芸術・文化の振興	●															
安全なまちづくり	9 人にやさしいまちの環境整備	●															
	10 都市計画の推進	●			●					●	●						
	11 道路網整備の充実	●															
	12 防災まちづくりの推進	●				●	●										
	13 交通安全対策の推進	●															
	14 防犯まちづくりの推進	●						●									
	15 公共交通の充実	●															
	16 情報通信技術の活用	●	●														
潤いのある豊かなまちづくり	17 住環境整備の推進	●															
	18 公営住宅の整備	●															
	19 地球環境の保全	●								●	●	●	●				
	20 資源循環型社会の構築	●								●	●			●			
	21 下水道事業の充実	●				●				●	●						
	22 良好な景観づくりの促進	●															
	23 水と緑の快適空間づくり	●								●	●						
安心して暮らすまちづくり	24 地域福祉の推進	●															●
	25 高齢者福祉の充実	●			●												●
	26 保健医療体制の充実と健康づくりの推進	●															●
	27 子育て支援の充実	●						●									●
	28 保育サービスの充実	●															●
	29 母子保健の充実	●															●
	30 障害者(児)福祉の充実	●				●											●
	31 生活の安定と自立支援	●															●
	32 人権の尊重	●														●	
活力とにぎわいのあるまちづくり	33 商業空間の環境整備	●															
	34 地域商業の活性化	●															
	35 消費生活の向上	●															
	36 地域産業の活性化	●															
	37 雇用の促進	●															
	38 都市型農業の振興	●								●							
	39 都市型観光の振興	●															
助け合うまちづくり	40 地域コミュニティ活動の支援と環境づくり	●															
	41 まちづくり市民活動の促進	●															
	42 市民交流の促進と環境整備	●															
市民と行政がともに進めるまちづくり	43 市民参画と協働の推進	●	●														
	44 市民との情報共有	●	●														
	45 市民に信頼される行政運営	●	●	●	●												
	46 職員の人材育成	●	●	●	●												
	47 基地対策	●															
	48 行政改革の推進	●	●	●	●												
	49 健全な財政運営	●	●														
	50 広域行政の推進	●	●														

施策番号	計画名																				
	バリアフリー推進計画	介護保険事業計画	障害福祉計画・	健康ふっさ21	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画	青少年健全育成事業計画	都市計画マスタープラン	緑の基本計画	耐震改修促進計画	まちづくり景観基本計画	住宅マスタープラン	下水道総合計画	公共下水道長寿命化基本計画	教育振興基本計画	教育推進プラン (推進事業計画)	特別支援教育推進計画	生涯学習推進計画	スポーツ推進計画	子ども読書活動推進計画	図書館基本計画
1					●	●	●											●	●	●	●
2	●				●	●	●								●	●	●	●		●	●
3					●	●	●								●	●		●		●	●
4	●														●	●		●	●		●
5	●														●	●		●			
6					●										●	●		●			●
7								●	●		●				●	●		●			
8															●	●		●			
9	●				●	●	●			●	●							●	●		
10	●							●		●	●	●						●			
11	●							●		●	●							●			
12					●	●	●			●	●							●			
13	●				●	●	●			●	●							●			
14					●	●				●	●							●			
15	●									●	●							●			
16								●			●							●	●		
17					●	●				●	●							●			
18	●							●			●							●			
19								●	●		●							●			
20								●	●		●							●			
21								●	●		●	●	●	●				●			
22								●	●		●							●			
23	●							●	●		●							●			
24	●																	●	●		
25	●	●																●	●		●
26				●	●	●	●											●	●		
27					●	●	●											●	●	●	
28					●	●	●											●			
29					●	●	●											●			
30	●		●		●	●	●											●			●
31																		●			
32	●																	●			
33	●							●										●			
34																		●			
35																		●			
36																		●			
37																		●			
38																		●			
39																		●			
40																		●	●		
41																		●	●		
42																		●	●		
43					●	●	●											●	●		●
44	●																	●	●		
45																		●			
46																		●	●		
47																					
48																					
49																		●	●		
50																					

